

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>第1条～第22条(略)</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第23条 引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、工事目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完の請求に応じます。ただし、市に不相当な負担を課するものではないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることがあります。</p> <p>2 前項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完を催告したにもかかわらず、それに従わなかったときは、その不適合の程度に応じて代金の減額の請求をされても異議はありません。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、市が催告することなく、直ちに代金の減額の請求をされても異議はありません。</p> <p>① 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>② 履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>③ 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>④ 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(契約不適合責任期間等)</p> <p>第24条 引き渡した工事目的物に関し、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)に応じる期間は、第19条第3項(第22条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)をした日から2年以内とします。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しを受けた日から1年以内とします。</p> <p>3 市が第1項又は前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を通知した場合において、当該通知から1年が経過する日までに請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなします。</p> <p>4 市が第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等に応じます。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する責任については、民法の定めによります。</p>	<p>第1条～第22条(略)</p> <p>(瑕疵担保)</p> <p>第23条 工事目的物に瑕疵があるときは、相当の期間を定めてその瑕疵の修補の請求、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償の請求を受理します。ただし、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、損害の賠償の請求のみを受理します。</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求の受理は、第19条第4項(第22条第1項において準用する場合を含む。)の規定により引渡しをした日から2年(木造又はこれに準ずる構造等の建物その他の工作物の場合には、1年)以内とします。ただし、その瑕疵が故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を受理する期間は、10年とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しません。</p> <p>(削除)</p> <p>7 第1項の規定は、引き渡した工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は監督員の指図により生じたものであるときは、これを適用しません。ただし、その支給材料の性質又は監督員等の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、適用します。</p> <p>(催告による契約の解除)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当し、市が相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらずそれに従わないときは、この契約を解除されても異議はありません。</p> <p>① 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>② 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。</p> <p>③ 第4条又は第13条の規定に違反したとき。</p> <p>④ 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完をしないとき。</p> <p>⑤ 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>(催告によらない契約の解除)</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除されても異議はありません。</p> <p>① 第3条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>② この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。</p> <p>③ 引き渡した工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p> <p>④ この契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>⑤ 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</p> <p>⑥ 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期</p>	<p>(新設)</p> <p>3 市は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、前項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の請求をしなければなりません。</p> <p>4 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は監督員等の指図により生じたものであるときは、これを適用しません。ただし、その支給材料の性質又は監督員等の指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、適用します。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。</p> <p>二 自らの責めに帰する理由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。</p> <p>三 第4条又は第13条の規定に違反したとき。</p> <p>(新設)</p> <p>四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第25条 次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>を経過したとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げる場合のほか、その債務の履行をせず、市が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</p> <p>(8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。</p> <p>(9) 次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 自ら、役員又は使用人が暴力団員であると認められるとき。</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>ハ 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>ニ 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>ホ 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 自ら、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>第27条 工事が完成しない間は、前2条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約を解除された場合は、その損害を請求することがあります。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(暴力団関与の場合の解除)</p> <p>第25条の2 前条に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても異議はありません。</p> <p>一 自ら、役員又は使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。</p> <p>二 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</p> <p>三 自ら、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>四 自ら、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>五 自ら、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>七 自ら、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市から当該契約の解除を求められたにもかかわらず、従わなかったとき。</p> <p>第26条 工事が完成しない間は、前2条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除されても異議はありません。</p> <p>2 前項の規定によりこの契約を解除された場合は、その損害を請求することがあります。</p>

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>(損害賠償等)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当し、市に損害を与えた場合は、損害賠償金を支払います。</p> <p>① 工期内に工事を完成することができないとき。</p> <p>② この工事目的物に契約不適合があるとき。</p> <p>③ 第25条又は第26条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。</p> <p>④ 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する場合には、請負代金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として市の指定する期間内に支払います。</p> <p>① 第25条又は第26条の規定により<u>工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき</u>。</p> <p>② <u>工事目的物の完成前に</u>、この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となったとき。</p> <p>3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</p> <p>① 破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>② 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>③ 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>4 第1項第1号に該当する場合の損害賠償金の額は、遅延日数に応じ、請負代金額（第21条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第22条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た金額とします。この場合において、<u>当該損害賠償金の額が100円未満であるとき</u>、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとします。</p> <p>5 前項の損害賠償金及び第2項の違約金は、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p>	<p>第24条 ((履行遅滞の場合における遅延損害金等) (1))</p> <p>自らの責めに帰する理由により工期内に工事を完成することができないときは、遅延損害金を支払います。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第27条 (違約金) (1) (2)</p> <p>第27条 次の各号のいずれかに該当する場合には、請負代金額の100分の10に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を違約金として市の指定する期間内に支払います。</p> <p>一 第25条又は第25条の2の規定によりこの契約が解除された場合。</p> <p>二 この契約の履行を拒否し、又は自らの責めに帰する理由によりこの契約について履行不能となった場合。</p> <p>2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなします。</p> <p>一 破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人</p> <p>二 更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人</p> <p>三 再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等</p> <p>第24条 (履行遅滞の場合における遅延損害金等) (2) (3)</p> <p>2 前項の遅延損害金は、遅延日数に応じ、請負代金額（第21条第1項の規定による引渡し前の使用部分又は第22条の規定による引渡し部分があるときは、当該部分に係る請負代金相当額を控除した金額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率（以下「遅延利率」という。）を乗じて計算して得た金額とします。この場合において、<u>遅延損害金の額が100円未満であるとき</u>、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとします。</p> <p>3 前項の遅延損害金を、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p> <p>第27条 (違約金) (3)</p> <p>3 違約金は、請負代金より控除するものとし、なお不足がある場合は、別に支払います。</p>

②青森市工事請負請書標準約款【新旧対照表】

改正後	改正前
<p>6 第2項の違約金の額を超えた金額の損害を市に与えたときは、その超えた金額を損害賠償金として支払います。</p> <p>7 市の責めに帰する理由により、第20条（第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額につき、遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として市に請求するものとします。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第29条 この契約が<u>工事の完成前に</u>解除された場合において、工事用地等に自らが所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡します。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については民法の規定に従って市と協議して定めます。</u></p> <p>第30条～第32条（略）</p>	<p>▶<b>第28条（損害賠償）</b></p> <p><u>第28条</u> <u>第25条又は第25条の2の規定によりこの契約を解除された場合において、前条の</u>違約金の額を超えた金額の損害を市に与えたときは、その超えた金額を損害賠償金として支払います。</p> <p>▶<b>第24条（履行遅滞の場合における遅延損害金等）（4）</b></p> <p><u>4</u> 市の責めに帰する理由により、第20条（第22条第1項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、遅延日数に応じ、未受領金額につき、遅延利率を乗じて計算して得た金額を遅延利息として市に請求するものとします。</p> <p>（解除に伴う措置）</p> <p>第29条 この契約が解除された場合において、工事用地等に自らが所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市に明け渡します。</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第30条～第32条（略）</p>